

協議 1 号

長野市立学校職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則（案）要綱

教育委員会事務局学校教育課

事 項	説 明
1 改正の理由	期末手当及び勤勉手当（以下「期末手当等」という。）の支給日を見直すことに伴い、改正するもの
2 改正の内容	期末手当等の支給日のうち、12月1日をもその基準日とする期末手当等の支給日を12月15日から12月20日に改める（別表第2関係）。
3 施行期日	公布の日から施行する。
4 審議状況	(1) 総務部総務課との協議 5月11日 (2) 教育委員会法規審査会の決定 5月29日

長野市立学校職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の
一部を改正する規則（案）

長野市立学校職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則（平成21年長野市教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

別表第2中「12月15日」を「12月20日」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

長野市立学校職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則 新旧対照表

改正後		改正前	
○長野市立学校職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則 平成21年11月30日長野市教育委員会規則第6号 別表第2（第13条関係）		○長野市立学校職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則 平成21年11月30日長野市教育委員会規則第6号 別表第2（第13条関係）	
基準日	支給日	基準日	支給日
6月1日	6月20日	6月1日	6月20日
12月1日	<u>12月20日</u>	12月1日	<u>12月15日</u>